

交番速報

掛川警察署
大東交番 72-2535
発行責任者 交番長
作成 相談員・勤務員



ハイっ！あなたの専用席

「チャイルドシート」は交通事故の被害から幼児を守ります！

自動車の運転者は、チャイルドシートを使用しないで6歳未満の幼児を乗せて運転してはならないと定められています。



お子さまを車に乗せる際は、必ずチャイルドシートを使用しましょう

シートベルトは成人用に作られています。このため、こどもがチャイルドシートを使用せずシートベルトを装着した場合、**衝突時に体を適切に保護できず、首等に重大な傷害が発生する恐れ**があります。また、抱っこも大変危険です。



シートベルトが首や腹部を圧迫



抱っこでは衝突時にこどもの体重を支えきれません



チャイルドシートは正しく使用しましょう

チャイルドシートは取扱説明書などに従って、正しく使用します。また、次の点に注意しましょう。

- ・こどもの成長に合わせ、体格に合うものを使用する
- ・なるべく後部座席で使用する（助手席エアバック装備の場合）
- ・座席に確実に固定する

※やむを得ず助手席に設置する場合は、座席をできるだけ後ろに下げ、前向きに固定する。

チャイルドシートにもいろいろ種類があるんだクマ！



乳児用シート



幼児用シート



学童用シート



令和6年11月1日
道路交通法改正



自転車のスマホ・酒気帯び

罰則強化

自転車運転中の新たな罰則

携帯電話使用等 → 最大1年以下の懲役又は30万円以下の罰金

酒気帯び運転 → 3年以下の懲役又は50万円以下の罰金